

災害時における生活用水の確保について

目 的

令和6年能登半島地震の断水状況を受け、消防井戸を活用し、トイレや屋外の清掃に使用する生活用水の供給を行うものです。

供給方法

大災害において断水時、各行政区(15箇所)ごとに生活用水の供給を行います。

※災害発生後概ね72時間(人命救助活動)以降、消防団が消防井戸の状況を確認し、供給を行います。(地震により井戸が枯れることがあるため)

準 備

市内の消防井戸について、出水量、市民の皆様が集まりやすい場所等を考慮し、消防本部が検討を行い、供給場所の候補地(市内96箇所)を選定しました。

各消防団に対して、生活用水の確保について説明、管轄する消防井戸(供給場所の候補地)の地図と写真を配布し、準備をしていただいております。